

知的財産高等裁判所について

知的財産高等裁判所*

抄 録 平成17年4月1日、特許庁のした審決に対する審決取消訴訟と特許権等の知的財産権に関する控訴事件とを専門に取り扱う裁判所として、知的財産高等裁判所（以下、「知財高裁」という。）が設置されてから、まもなく丸4年が過ぎようとしている。ところが、初めて知財実務に携わる方や思いもかけず訴訟を起こされた、あるいは起こさざるを得なくなった方には、まだなじみが薄い知財高裁。そこで、そんな知財訴訟ビギナーのために知財高裁を紹介してみたいと思う。

目 次

1. 沿 革
2. 特 徴
 2. 1 取扱事件
 2. 2 外国の関係機関との交流
3. 知財事件の流れ
 3. 1 審決取消訴訟
 3. 2 控訴事件
 3. 3 その他
4. 組織の概要
5. これまでに取り扱った主な事件（大合議事件を中心に）
6. おわりに

1. 沿 革

(1) 知財高裁の各部の沿革

知財高裁は、平成17年4月1日、知的財産権に関する民事事件を取り扱う東京高等裁判所（以下、「東京高裁」という。）の特別の支部として船出しました。

東京高裁「知的財産部」の沿革は、昭和23年、特許法が改正され、東京高裁を専属管轄とする審決取消訴訟制度が定められたのを契機に、昭和25年11月、審決取消訴訟事件と知的財産権関係控訴事件を集中的に取り扱う第5特別部が創

設されたのが始まりです。

その後、第5特別部による取扱いを変更し、民事通常部の中に知的財産権関係事件を専門に取り扱う部を置くようになりました。

そうして、昭和33年3月から平成14年4月にかけて、民事部のうち4箇所が、知的財産権関係事件の専門部になりました。

これらの専門部は、正式名称としては「民事部」でしたが、平成16年4月1日からは、「知的財産部」の第1部～第4部として名称の変更がされ、同日から施行された民事訴訟法等の一部を改正する法律により、特許権等に関する訴えについて、5人の裁判官による大合議制が導入されたことに伴い、知的財産大合議部としての「第6特別部」が創設されました。

この知的財産第1部～第4部と第6特別部（知的財産大合議部）が、平成17年4月1日、それぞれ知財高裁の通常部と特別部に移行し、知財高裁がスタートしました。

(2) 知的財産権訴訟を取り巻く状況

いわゆるバブル崩壊後、経済の低迷が続く中で我が国においても、知的財産権を国家的な規

* Intellectual Property High Court

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

模で創造、保護、活用して日本経済の再生を目指すことが必要であるとの認識が醸成されてきたこともあり、1990年代後半から知的財産権について注目が集まり、知的財産権の保護を重視する観点から、裁判所に対しても様々な指摘がされてきました。

そのような中、平成13年6月に司法制度改革審議会の意見が公表されました。同意見では、国民の期待に応える民事司法制度の改革の一つの柱として、「知的財産権関係事件への総合的な対応強化」が掲げられ、専門的処理態勢の強化を目的とする様々な提言がされました。

また、平成14年3月には、知的財産戦略会議が発足し、同年7月には「知的財産戦略大綱」が決定され、「知的財産立国」の下に、実質的な「特許裁判所」機能の創出などの課題が提示されました。これを受けて、平成15年3月には、知的財産政策の基本方針を定めた知的財産基本法が施行され、内閣に知的財産戦略本部が設置されました。この知的財産戦略本部が同年7月に決定した知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画においては、紛争処理機能の強化及び内外に対して知的財産権重視という国家政策を明確にする観点から、知財高裁の創設を図るべきことが課題として掲げられました。

(3) 知財高裁の設立

これらの提言や課題を受けて、司法制度改革推進本部事務局が開催した知的財産訴訟検討会や知的財産戦略本部に設けられた権利保護基盤の強化に関する専門調査会において、知財高裁の創設について検討がされ、その結果に基づき、司法制度改革推進本部事務局が法案立案作業を進め、平成16年6月、知的財産高等裁判所設置法（以下「設置法」と略記します。）が制定されました。

同法は、我が国の経済社会において、知的財産の活用が進展するのに伴い、その保護に関し

て司法の果たすべき役割がより重要なものとなっているとの現状を踏まえて、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、これを専門的に取り扱う裁判所を設置し、裁判所の専門的処理態勢を一層充実させ、整備することを目的としています。

こうして、知財高裁は、平成17年4月1日、同法に基づき、東京高裁の特別の支部として設置されました。

知財高裁は、全国すべての特許権に関する控訴事件や特許庁の審決に対する訴訟事件を始め、その性質・内容が知的財産に関するものである限り、東京高裁が取り扱うものとされているすべての事件を取り扱い、さらにその専門性を十分に発揮するため、裁判事務の分配等の一定の司法行政事務について、独自の権限が与えられています。

2. 特 徴

2.1 取扱事件

知財高裁が取り扱う事件には、行政事件としての「審決取消訴訟」、民事事件の「控訴審」などがあります。

まず審決取消訴訟ですが、行政機関である特許庁が特許権、実用新案権、意匠権及び商標権について行った審決に対する不服申立てとしての審決取消訴訟は、東京高裁の専属管轄と定められており（特許法178条1項等）、東京高裁の特別の支部として、知財高裁が取り扱うこととなります（設置法2条2号）。

次に、民事事件の控訴事件のうち、特許権、実用新案権、半導体集積回路の回路配置利用権及びプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え（以下、これらの事件をまとめて「技術系の事件」ということがあります。）の控訴事件は、東京高裁の専属管轄に属し（民事訴訟法6条3項）、審決取消訴訟と同様に、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

知財高裁がこれらの事件を取り扱います（設置法2条1号）。そのため、これらの事件については、全国各地の事件が知財高裁に集中されていることとなります。

また、民事控訴事件のうち、意匠権、商標権、著作物の権利（プログラムの著作物についての著作権者の権利を除く。）、出版権、著作隣接権、育成者権、不正競争による営業上の利益の侵害にかかる訴え（以下、これらの事件をまとめて「非技術系の事件」ということがあります。）の控訴事件については、第一審を取り扱った各地方裁判所に対応して、全国8箇所にある高等裁判所が、それぞれ管轄を有します。そのうち、東京高裁に属する事件を知財高裁が取り扱います（同法2条1号）。

審決取消訴訟や民事控訴事件以外に、東京高裁の管轄に属する民事事件及び行政事件のうち、主要な争点の審理につき、知的財産権に関する専門的知見を要する事件も知財高裁が取り扱います（同法2条3号）。

2.2 外国の関係機関との交流

知財高裁は、知的財産権に関する専門性の高い裁判所として、世界各国からも大変注目をいただき、設立以来、各国から多くの方々、研修、見学等のために訪問されています。

これまでに外国から研修、見学等のために知財高裁を訪問された方は、40箇国1,100名にのぼります。訪問者の中には、各国裁判所の長官、判事など法曹関係者のほか、行政機関の方も多数おり、JICAなどを通じた世界各地からの研修生も含まれています。

また、AIPLA（アメリカ知的財産法協会）とは、年に1度意見交換会を開催しているほか、ワシントン大学付属の知的財産法研究機関であるCASRIPやAIPPI（国際知的財産保護協会）主催にかかるものなど、各国で開催される知的財産権に関する国際会議に、知財高裁の裁判官

が出席し、各国の代表者と意見交換するなど、国際交流に努めているのも知財高裁の大きな特徴です。

3. 知財事件の流れ

3.1 審決取消訴訟

審決取消訴訟の大きな流れは、①訴え提起、②第1回期日までの準備（期日の指定・準備書面の提出）、③期日での審理、④判決言渡、⑤判決に不服があれば上告等、となります。

① 訴状が知財高裁に提出されると、知財高裁の訟廷事件係は形式的な審査（手数料としての印紙の貼付、当事者の表示、請求の趣旨・原因の記載、審決謄本の写し、訴訟委任状、法人資格証明書等の添付の有無の確認）をし、明らかな誤記や不備があれば、提出者に補正を促します。

形式的に問題がなければ、事件番号が付され、受付順に従って、担当部が決められます。

審決取消訴訟の被告は、原則として特許庁長官となりますが、無効審判事件の取消訴訟の場合には、当該審決の請求人又は被請求人を被告としなければなりません。

② 次に、受訴裁判所（担当部）で実質的な訴状審査が行われ、特に問題がなければ「訴訟係属に伴う照会書」が双方代理人に送付され、第1回期日の調整、裁判所の第1回期日の指定、原告の準備書面・基本書証の提出、被告の答弁書・基本書証の提出等の予定を立てます。

③ 期日での審理は、特許・実用新案と意匠・商標とでは、審理方法は大きく異なります。

特許・実用新案の場合、第1回の期日は、弁論準備手続期日（非公開）です。この手続は法廷ではなく、弁論準備手続室で行われ、裁判所調査官も立ち会います。また、専門的な知見に基づく説明を聴くために、専門委員が手続に関与したり、技術説明会が開かれる場合もありま

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

す。必要に応じて弁論準備手続期日が続行され、争点が整理されると弁論準備手続が終結され、法廷での口頭弁論期日が開かれます。最終的に、口頭弁論が終結され、判決が言い渡されることとなります。

意匠・商標については、第1回期日は法廷での口頭弁論期日となります。必要に応じて口頭弁論期日が続行され、双方の主張や立証が出尽くしたところで口頭弁論が終結され、判決が言い渡されます。

以上の流れは原則的なもので、事件の内容によっては、特許・実用新案事件でも、口頭弁論期日から始めることもあります。

④ 判決の言渡しは、指定された日時に公開の法廷で、判決書の原本に基づいて、原則として主文のみを朗読する方法で行われます。

判決の言渡しは、当事者が在廷しなくてもできるため、判決言渡期日はだれも出頭しなくても開かれますが、言渡後に、裁判所書記官から当事者に判決正本が送達されます。

⑤ 判決に不服がある場合は、判決正本の送達を受けた日から2週間以内に、最高裁判所あての上告状又は上告受理の申立書を知財高裁に提出する（ただし、付加期間が定められているときは、2週間に付加期間を加算する。）ことができます。

3.2 控訴事件

2.1で説明したとおり、全国の技術系事件に関する訴えの控訴事件すべてと、非技術系事件のうち、東京高裁管轄の控訴事件とを知財高裁で取り扱います。

各地方裁判所から控訴状と事件記録が送付されてくると、事件係で形式的審査がなされます。以下、担当部での実質的な控訴状審査を経て、第1回口頭弁論期日の指定、口頭弁論の実施、口頭弁論終結、判決言渡等、審決取消訴訟と同様に手続が進みます。

3.3 その他

審決取消訴訟と控訴事件以外に知財高裁で取り扱う事件としては、東京高裁管轄に属する民事及び行政事件のうち、主要な争点の審理につき、知的財産権に関する専門的な知見を要する事件（設置法2条3号）があります。

4. 組織の概要

(1) 裁判部

裁判部には、第1部から第4部までの4つの通常部と1つの特別部（大合議部）が置かれ、所長以下、裁判官、知的財産に関する事件を扱う裁判所調査官、裁判所書記官、裁判所事務官が配置されています。また、事案に応じて、非常勤職員である専門委員が事件に関与することがあります。

(2) 訟廷事務室

裁判部には、次の事務を取り扱う訟廷事務室も東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎17階南側、東京高裁民事事件受付の奥に置かれています。

① 受付（事件係）

知財高裁に申し立てられる事件の受付を行う窓口です。訴状や委任状のひな形、申立てに必要な郵便切手の額や組合せ等については、知財高裁のウェブサイトを参照してください。

書類の提出部数や申立書の記載内容など、形式的な内容については電話でもお答えしていますので、お気軽にお問い合わせください。

② 記録の閲覧（記録係）

知財高裁に係属中の事件記録や知財高裁を第一審とする事件の確定後の事件記録の閲覧申請を取り扱う窓口です。事件記録の閲覧については、申請方法、申請時間、閲覧時間などについて定めがあります。また、裁判所に支障がある場合、または閲覧等の制限決定がある場合など、閲覧できない場合がありますので、申請前に必

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ず、記録係あるいは担当部に電話で照会し、閲覧できることを確認したうえでお越しく下さい。なお、申請に際しては、身分証明書（免許証等）、認め印をご持参ください。おって、1件について150円の手数料（収入印紙）が必要（ただし、事件の係属中に当事者又は事件関係人が請求するものを除く。（民訴費用法別表第2第1項））となります。

(3) 事務局

知財高裁の庶務をつかさどるために、知財高裁には事務局が設置されています（設置法5条）。

事務局では、知財高裁内部の総務、人事等の庶務的な事務のほか、研修や見学の受け入れ、広報などの対外的な活動の窓口としての役割を担っています。

5. これまでに取り扱った主な事件 （大合議事件を中心に）

知的財産権をめぐる紛争は、重要な法律上の争点を含み、裁判所の判断が企業の経済活動及び我が国の産業経済に重大な影響を与える事案も少なくないので、一定の信頼性のあるルール形成及び高裁レベルでの事実上の判断統一が要請され、その要請に応えるため、平成16年4月に、5人の裁判官から構成される合議体で審理・裁判を行う大合議制度が導入されました。

これまでに知財高裁では、一太郎事件、パラメータ事件、インクカートリッジ事件、フラッシュメモリー事件、ソルダーレジスト（「除くクレーム」）事件の5件を大合議事件として審理しています。

主な大合議事件の事案及び判決の概要は以下のとおりです（原告を「X」、被告を「Y」と表示します）。

(1) 一太郎事件（平成17年（ネ）第10040号特許権侵害差止請求控訴事件）

Xは、「情報処理装置及び情報処理方法」という発明に係る特許権（本件特許権）を有しているところ、Yによる文書作成のソフトウェア（日本語ワープロソフト「一太郎」）等の製造・譲渡等の行為が特許法101条2号、4号に該当し本件特許権を侵害すると主張して、XがYに対し、同法100条に基づき、Yの前記行為の差止め及びY製品の廃棄を求めた事件。

知財高裁は、本件特許権に係る発明が進歩性を欠き、同発明に係る特許は無効にされるべきものであるとして、特許権者は、特許権を行使することができないと判示し、Xの請求はいずれも理由がないとして、これを認容した原判決を取り消し、Xの請求をいずれも棄却した（平成17年9月30日判決、確定）。

(2) インクカートリッジ事件（平成17年（ネ）第10021号特許権侵害差止請求控訴事件）

Xは、発明の名称を「液体収納容器、該容器の製造方法、該容器のパッケージ、該容器と記録ヘッドとを一体化したインクジェットヘッドカートリッジ及び液体吐出記録装置」とする特許権（以下「本件特許権」という。）の特許権者であり、本件特許権の液体収納容器の発明に係るインクタンク（以下「X製品」という。）を製造して、販売しているところ、YがX製品においてインクが費消されたものにインクを再充填するなどして、製品化されたインクタンク（以下「Y製品」という。）を輸入・販売していることから、XがYに対し、本件特許権に基づいて、Y製品の輸入、販売等の差止め及び廃棄を求めた事件。

知財高裁は、特許発明の実施品であるインクジェットプリンタ用インクタンクの使用済み品にインクを再充填するなどして製品化されたいわゆるリサイクル品につき特許権に基づく差止

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

請求権等を行行使することが許されると判示し、Xの請求はいずれも理由があるとして、これを棄却した原判決を取り消し、Xの請求をいずれも認容した（平成18年1月31日判決，確定）。

(3) ソルダレジスト（「除くクレーム」）事件（平成18年（行ケ）第10563号 審決取消請求事件）

Xが、Yの有する「感光性熱硬化性樹脂組成物及びソルダレジストパターン形成方法」の特許（本件特許）について、無効審判請求したところ、特許庁は本件特許を無効とする審決（前審決）をした。Yは、同審決の取消しを求め訴え（前訴）を知財高裁に提起したが、その後、Yが特許庁に訂正審判請求をしたことから、知財高裁は前審決を取り消す決定をした。特許庁は、出願明細書の訂正（本件訂正）を認めた上、無効審判請求は成り立たないとの審決をしたため、Xがその取消しを求めた事案である。

知財高裁は、訂正が、当業者（ここでは、その発明の属する技術分野の通常知識を有する技術者を指す。）によって、明細書又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係において、新たな技術的事項を導入しないものであるときは、当該訂正は訂

正の要件として特許法が定める「明細書又は図面に記載した事項の範囲内において」するものということができるとし、特許出願に係る発明のうち、特許出願時には公開されていなかった先願発明と同一である部分を、いわゆる「除くクレーム」によって除外する訂正が「明細書又は図面に記載した事項の範囲内において」するものということができると判示し、Xの請求を棄却した（平成20年5月30日判決，上告及び上告受理申立て）。

6. おわりに

日本の知的財産権に関する訴訟のほとんどを担当し、身近な発明やデザイン、ブランドなどについての紛争を解決し、あるいは判断することで、法曹界だけではなく、産業界や各学会とも深い関わりのある知財高裁。

そんな知財高裁をもっと知りたい、あるいは判例などを研究したいという方のために、知財高裁では、ウェブサイト（<http://www.ip.courts.go.jp>）を開設しています。

このウェブサイトでは、知財高裁に関するいろいろな情報を、日本語のほか、英、独、仏、中、韓の5か国語で発信しています。

是非一度、アクセスしてみてください。

（原稿受領日 2008年11月11日）